

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年9月30日（平成28年（行情）諮問第608号）

答申日：平成28年12月20日（平成28年度（行情）答申第616号）

事件名：「2011年度第1科基礎資料（ロシア）」の一部開示決定に関する
件

答 申 書

第1 審査会の結論

「2011年度第1科基礎資料（ロシア） 基礎情報隊 2012年7月」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年4月27日付け防官文第8958号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「『2010年度第1科基礎資料（ロシア）』2011年5月。＊更新された最新版があればそれを希望。（出展）『諸外国の最新軍事戦略調査研究』2014.11.12－本本B1083。」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、法9条1項の規定に基づき、平成28年4月27日付け防官文第8958号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

2 法5条該当性について

本件対象文書の表紙を除く全てについては、陸上自衛隊が保有するロシアに関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の情報関心及び情報業務に関する能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため、不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、不開示部分についてその取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が上記2のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 以上のことから、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年9月30日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年10月17日 | 審議 |
| ④ 同年12月16日 | 本件対象文書の見分及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、当審査会において見分したところ、平成27年度（行情）答申第803号（以下「先例答申」という。）における対象文書と同一であり、不開示部分も先例答申の諮問と同一である。

2 不開示情報該当性について

本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申の判断を変更すべき事情の変化も認められず、これと同一の判断に至った。その判断の理由は別紙のとおりであり、その内容は、先例答申と同旨である。

3 付言

当審査会において、平成28年4月27日付け防官文第8958号の行政文書開示決定通知書を確認したところ、「不開示とした部分とその理由」には「米国に関する情報」との記載があるが、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、「米国」とは、「ロシア」と書くべきところを誤って記載したものであるとのことであった。

原処分における不開示理由の記載は、開示請求者に対し、なぜ不開示部分を開示することはできないのかその理由についての誤解を与えかねないものであるから、行政手続法8条の趣旨に照らし、不適切なものであったと認められる。

したがって、処分庁においては、今後、法に基づき開示決定等を適切に行うことが望まれる。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当す

るとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「2011年度第1科基礎資料（ロシア） 基礎情報隊 2012年7月」である。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

本件対象文書の開示部分には、ロシアに関する情報が具体的かつ詳細に記載されている。

当該部分は、その枚数も含め、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心、情報分析能力等が推察され、悪意を有する相手方がその対抗措置を講ずることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。